

# 市会ジャーナル 第209号

令和2年度 Vol.8

## 政策調査レポート



### 特集 不妊治療

～希望するタイミングで、希望する数の子どもを持つために～

少子化社会対策大綱

子ども・子育て支援事業計画(横浜市)

不妊治療の概要

国の支援制度

自治体における支援制度

企業の取り組み事例

不妊治療に関する今後の国の動き



市会ジャーナル 第 209 号 令和2年度 Vol.8  
政策調査レポート

**特集 不妊治療**

～希望するタイミングで、希望する数の子どもを持つために～

はじめに	1
<b>第1部 少子化社会対策大綱</b>	2
1 背景	2
2 基本的な目標	2
3 基本的な考え方	3
4 主な施策	4
5 不妊治療施策に関する記載	5
<b>第2部 子ども・子育て支援事業計画(横浜市)</b>	6
1 子ども・子育て支援事業計画以前の取組	6
2 第2期子ども・子育て支援事業計画	6
(1) 本市の目指すべき姿と基本的な視点	6
(2) 施策の体系	7
3 不妊治療施策に関する記載	8
(1) 目標・方向性	8
(2) 指標	8
<b>第3部 不妊治療の概要</b>	9
1 不妊症とは	9
2 不妊治療の流れ	10
3 不妊治療の実態(全国ベース)	11
(1) 不妊についての心配と治療経験等	11
(2) 特定不妊治療にかかる費用と出生に至る確率	12
(3) 不妊治療と仕事の両立	12

<b>第4部 国の支援制度</b>	14
1 特定不妊治療助成	14
2 不妊専門相談センター	15
3 不妊治療と仕事の両立支援	15
<b>第5部 自治体における支援制度</b>	16
1 特定不妊治療助成の拡充	16
(1) 助成金額の上乗せ	16
(2) 対象要件の緩和	17
(3) 助成回数の上乗せ	17
2 一般不妊治療等への助成	18
(1) 一般不妊治療(人工授精)に対する助成	18
(2) 不育症検査・治療に対する助成	18
3 企業への支援	18
(1) 東京都「働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金」	18
(2) 福井県「ライフプランサポート企業促進奨励金」	19
<b>コラム</b> 横浜市取り組み	19
<b>第6部 企業の取り組み事例</b>	20
1 オムロン株式会社	20
(1) 導入理由・経緯	20
(2) 主な制度や取組	20
(3) 実績	21
(4) 会社概要	21
2 株式会社ダッドウェイ	22
(1) 導入理由・経緯	22
(2) 主な制度や取組	22
(3) 実績	23
(4) 会社概要	23

3 富士ゼロックス株式会社	24
(1) 導入理由・経緯	24
(2) 主な制度や取組	24
(3) 実績	25
(4) 会社概要	25
<b>第7部 不妊治療に関する今後の国の動き</b>	<b>26</b>
1 不妊治療の保険適用	26
2 不妊治療の実態に関する調査研究	26
3 特定不妊治療助成の拡充	26
4 不妊治療を受けやすい職場環境整備	26
5 不育症対策	27
6 民法特例法案(親子関係特例法案)の成立	27

掲載している図や表が不鮮明な場合がありますので、参考・出典に記載のウェブサイト等も併せてご参照ください。

## 特集 不妊治療 ～希望するタイミングで、希望する数の子どもを持つために～

本市では、生産年齢人口の減少や社会保障費の増加といった動きが市財政にどう影響していくのかを明らかにするために、将来推計人口データを用い、2065(令和 47)年度までの歳入・歳出について推計した「横浜市の長期財政推計」を本年9月に公表しました。

これによると 2065(令和 47)年度には▲2,000 億円規模の収支差が生じるという、これまで経験したことのない厳しさが予測される内容となっています。

本市に限らず、少子化の進行に伴う生産年齢人口の減少と高齢化は、社会経済に多大な影響を及ぼす国民共通の重要な問題となっています。

これまで本市では、2015(平成 27)年度に策定された「子ども・子育て支援事業計画」に沿って、生まれる前から青少年期に至るまで、子どもや子育て家庭を切れ目なく支援するための取組を進めてきた結果、認可保育所や横浜保育室等の受入枠の拡大や、地域子育て支援拠点の整備等が進み、子育てしやすい環境整備が整ってきました。

しかしながら、本市の出生数は 2013(令和 25)年以降減少が継続しています。

対策の一つとして、子どもを産み育てたいと希望する人の妊娠・出産につながる支援策の充実に注目が集まっています。

そこで本ジャーナルでは「不妊治療」をテーマとし、国及び自治体による助成制度や企業の支援事例のほか、公的医療保険適用等、支援策拡充に向けた議論の焦点などについてご紹介することといたします。



# 1 少子化社会対策大綱

「少子化社会対策基本法(平成 15 年7月 30 日法律第 133 号)」では、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策を大綱に定めることとされています。

結婚、妊娠・出産、子育ての問題に総合的に取り組むための「第4次少子化社会対策大綱」が本年5月 29 日に閣議決定されましたので、ご紹介します。

## 1 背景

- ・2019(令和元)年の出生数は 86 万 5,239 人と過去最少(「86 万ショック」(※1))
- ・少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- ・少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

## 2 基本的な目標

「希望出生率 1.8」(※2)の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくる(結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意)。

### (※1)86 万ショック

政府は「2020 年版少子化社会対策白書」を閣議決定(2020(令和2)年7月 31 日)した際に、2019(令和元)年の出生数が 90 万人を初めて割り込み約 86 万 5 千人となった現状を「86 万ショック」と呼ぶべき状況だと改めて危機感を表現しました。

### (※2)希望出生率 1.8

希望出生率とは、結婚して子供を産みたいという希望が叶えられた場合の出生率です。2019(令和元)年人口動態統計(確定数)によると 2019(令和元)年の合計特殊出生率は 1.36 でしたが、結婚・出産についての希望を阻害する要因を除外することで希望出生率との差を埋めることが可能と考えられています。

### 3 基本的な考え方

#### (1)結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる

- ・若い世代が将来に展望を持てる雇用環境等の整備
- ・結婚を希望する者への支援
- ・男女ともに仕事と子育てを両立できる環境の整備
- ・子育て等により離職した女性の再就職支援、地域活動への参画支援
- ・男性の家事・育児参画の促進
- ・働き方改革と暮らし方改革

#### (2)多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

- ・子育てに関する支援(経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等)
- ・在宅子育て家庭に対する支援
- ・多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- ・子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

#### (3)地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める

- ・結婚、子育てに関する地方自治体の取組に対する支援
- ・地方創生と連携した取組の推進

#### (4)結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる

- ・結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成
- ・妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境の整備
- ・結婚、妊娠・出産、子供・子育てに関する効果的な情報発信

#### (5)科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する

- ・結婚支援・子育て分野におけるICTやAI等の科学技術の成果の活用促進

※このほか、ライフステージ(結婚前、結婚、妊娠・出産、子育て)ごとに施策の方向性を整理

## 4 主な施策

### ●「希望出生率 1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

#### 【結婚しない理由】

男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多

#### 結婚支援

地方公共団体が行う総合的な結婚支援の一層の取組を支援  
結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的負担を軽減

#### 【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】

欲しいけれどもできないから(74.0%)、高年齢で生むのはいやだから(39.0%)

#### 【夫の休日の家事・育児時間にみた第2子以降の出生割合】

家事・育児時間なし:10.0%、6時間以上:87.1%

#### 【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】

子育てや教育にお金がかかりすぎるから(69.8%)

#### 妊娠・出産への支援

##### <不妊治療>

不妊治療の費用助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充

##### <切れ目のない支援>

産後ケア事業の充実等

#### 経済的支援

##### <児童手当>

財源確保の具体的な方策と併せて、子供の数や所得水準に応じた効果的な給付の在り方を検討

##### <高等教育の就学支援>

多子世帯に更に配慮した制度の充実を検討

##### <幼児教育・保育の無償化>

昨年 10 月からの無償化を着実に実施

#### 仕事・子育ての両立

##### <男性の家事・育児参画促進>

男性の育休取得 30% 目標に向けた総合的な取組の推進

##### <育児休業給付>

上記取組の推進状況を踏まえ、中長期的な観点から、その充実を含め、効果的な制度の在り方を総合的に検討

##### <待機児童解消>

保育の受け皿確保

#### 地域・社会による子育ての支援

保護者の就業の有無等にかかわらず多様なニーズに応じて、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安全かつ安心して子供を育てられる環境を整備



## 5 不妊治療施策に関する記載

### (1) 不妊治療に係る経済的負担の軽減等

- ・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療(体外受精、顕微授精)に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充する。そのため、まずは 2020(令和2)年度に調査研究等を通じて不妊治療に関する実態把握を行うとともに、効果的な治療に対する医療保険の適用の在り方を含め、不妊治療の経済的負担の軽減を図る方策等についての検討のための調査研究を行う。あわせて、不妊治療における安全管理のための体制の確保を図られるようにする。
- ・不妊治療の治療水準の向上につなげるため、不妊症の治療方法等に関する研究開発に取り組む。また、年齢が高くなると妊娠・出産に至る可能性が低くなること、不妊の原因は男女どちらにもあり得ること、不妊治療を行っても子供を授かることができない場合があること等を適切に情報提供する。

### (2) 不妊専門相談センターの整備

- ・男女を問わず、不妊治療や不育症治療に関する情報提供や相談体制を強化するため、不妊や不育症に関する医学的な相談や心の悩みの相談等を行う不妊専門相談センターの整備を図る。

### (3) 不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

- ・不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。
- ・国家公務員についても、人事院とも連携し、引き続き民間の状況を注視しつつ、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図っていく。

※(1)～(3)の具体的施策については、14・15 ページ参照。



## 2 子ども・子育て支援事業計画(横浜市)

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画として、本市の子ども青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定めるもので、生まれる前から青少年期に至るまでの子ども・青少年とその家庭を対象としています。

2015(平成 27)年3月に 2015(平成 27)年度から 2019(平成 31)年度までの5年間を計画期間とする第1期計画が策定されました。

本年3月には、第1期計画の基本理念や方向性を踏まえつつ、新たな課題への対応を含めた2024(令和6)年度までの第2期計画が策定されましたので、ご紹介します。

### 1 子ども・子育て支援事業計画以前の取組

横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン」の前期計画(2005(平成 17)～2009(平成 21)年度:2005(平成 17)年 4 月策定)や、後期計画(2010(平成 22)～2014(平成 26)年度:2010(平成 22)年6月策定)に基づき様々な取組を進めてまいりました。

また、こども・青少年に関する所管を一元化し、次世代育成支援やこども・青少年施策の一体的・総合的な事業展開を進めるため、2006(平成 18)年度に「こども青少年局」を新設し、「かがやけ横浜こども青少年プラン」の実現に向け、取り組んできました。

### 2 第2期子ども・子育て支援事業計画

#### (1)本市の目指すべき姿と基本的な視点

##### ア 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

##### イ 計画推進のための基本的な視点

- ・子ども・青少年の視点に立った支援
- ・子どもの内在する力を引き出す支援
- ・全ての子ども・青少年への支援
- ・家庭の子育て力を高めるための支援
- ・それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にす一貫した支援
- ・様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～

## (2) 施策の体系

「目指すべき姿」と「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、子ども・青少年への支援、子育て家庭への支援、社会全体での支援を進めるため、3つの施策分野と9つの基本施策により、計画を推進します。

### 施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)

**基本施策1** 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

**基本施策2** 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

**基本施策3** 若者の自立支援施策の充実

**基本施策4** 障害児への支援の充実

### 施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)

**基本施策5** 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

**基本施策6** 地域における子育て支援の充実

**基本施策7** ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

### 施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)

**基本施策8** 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

**基本施策9** ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にす地域づくりの推進



### 3 不妊治療施策に関する記載

#### (1) 目標・方向性

##### 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や相談支援の充実

- ・将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、若い世代に分かりやすく妊娠、不妊及び出産に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。
- ・妊娠、不妊及び出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。
- ・妊娠・出産を希望する人が不妊治療を受けやすくするため、特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に対する助成を実施します。

#### (2) 指標

高額な治療費がかかり、医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び男性不妊について、経済負担の軽減を図るため医療費の一部を助成します。また、不妊や不育に悩む方に対して、不妊治療等に関する正確な情報提供や、相談者が個々の状況に応じて対応を自己決定できるよう支援するため、不妊・不育専門相談を行います。

想定事業量	直近の現状値 (2018(平成30)年度)	2024(令和6)年度
特定不妊治療費助成件数 (男性不妊助成件数)	4,571件/年 (25件/年)	5,530件/年 (37件/年)
不妊・不育専門相談件数	54件/年	54件/年



## 3 不妊治療の概要

ここまでご紹介したように、これまでも不妊治療は「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て支援事業計画」の一部に位置付けられ、支援の対象となっています。

本項では不妊治療の概要についてご紹介します。

### 1 不妊症とは

「不妊症」とは次のとおり定義されており、WHO(世界保健機関)によれば約半数は男性に原因があるとされています。

#### (1)日本産科婦人科学会

生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、避妊することなく通常の性交を継続的に行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない場合を不妊といいます。

その一定期間については1年というのが一般的です。

なお、妊娠のために医学的介入が必要な場合は期間を問いません。

#### (2)日本生殖医学会

「不妊症」とは、なんらかの治療をしないと、それ以降自然に妊娠する可能性がほとんどない状態をいいます。

特に病気のない健康な男女が妊娠を希望し、避妊をせず夫婦生活(セックス)を営むと一定期間内に大多数の方が妊娠します。

しかし一定期間を過ぎても妊娠しない場合、その後いくらタイミングを取っても自然に妊娠する可能性は低くなるため、不妊症と診断することが出来ます。

結婚年齢が高くなった日本でも1年以上妊娠しない場合に不妊症と診断し、年齢が高い場合にはより早期に検査と治療を開始したほうがよいという考えが一般化してきています。

#### ■不妊症■

「不妊症」とは、妊娠したものの流産、死産を2回以上繰り返すことをいいます。

以前は医学的用語として登録されていませんでした。不妊症と同じで、1つの病気というものではありません。

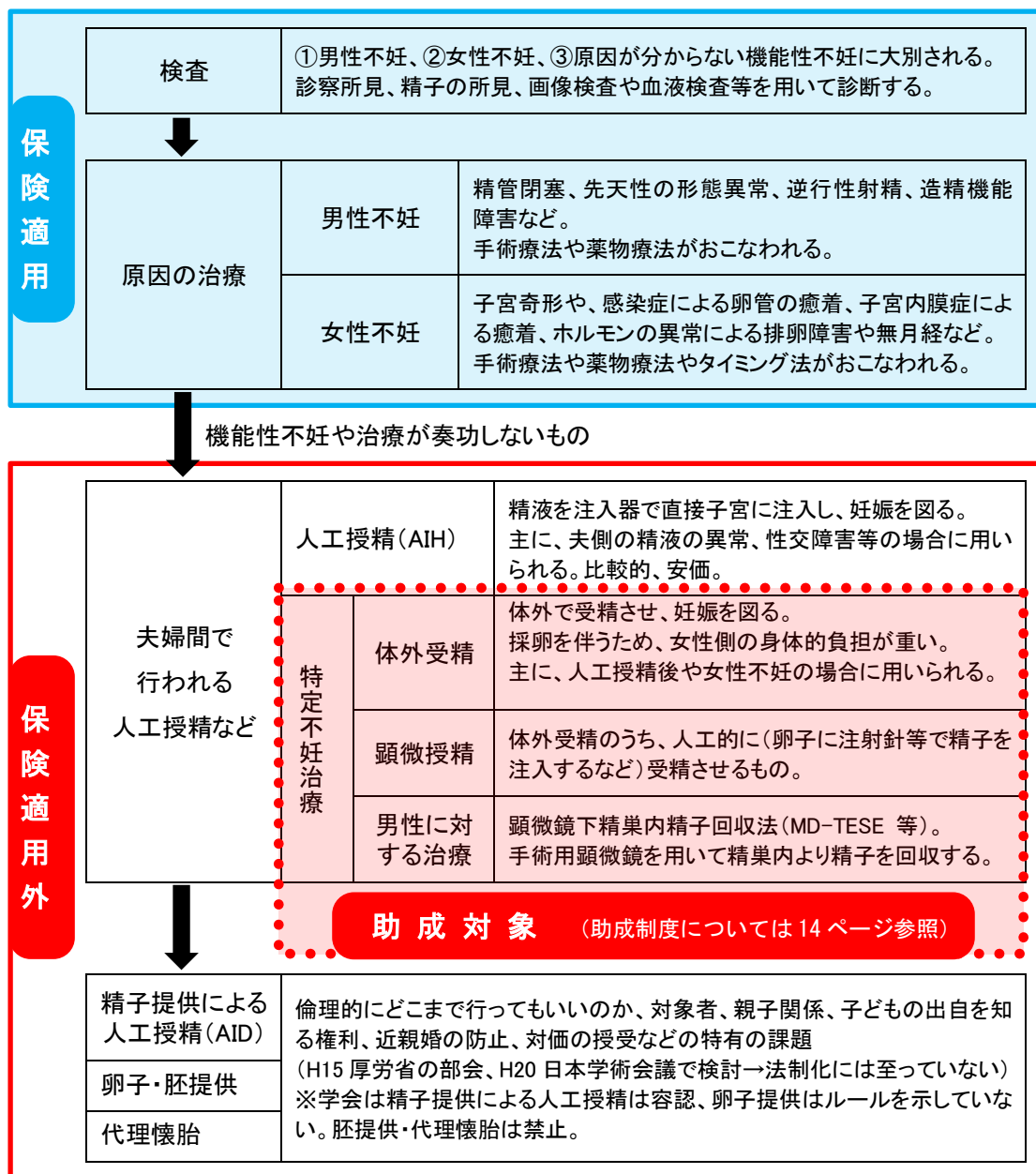
流産とは、妊娠の早い時期(妊娠22週)までにおなかの赤ちゃんが亡くなってしまうことをいいます。また、妊娠22週以降に亡くなった場合を死産といいます。

流産の原因のほとんどは、胎児の染色体異常によって起こる偶発的なものです。

日本で不妊症に悩む人の数は正確にはわかりませんが、毎年妊娠する人のうち、数万人が不妊症の可能性があると考えられます。

## 2 不妊治療の流れ

不妊に悩む方は次の流れで治療を進めます。



上記のとおり、不妊治療の方法には複数の手法があり、公的医療保険適用となっているものと適用外のもの、適用外であっても助成の対象となるものに分けることができます。



### 3 不妊治療の実態(全国ベース)

#### (1)不妊についての心配と治療経験等

不妊を心配したことがある (または現在心配している) 夫婦の割合は、35.0%で、子どものいない夫婦に限ると55.2%となります。

また実際に 不妊の検査や治療を受けたことがある (または現在受けている) 夫婦は全体で18.2%、子どものいない夫婦では28.2%です。

特定不妊治療による出生児数及び総出生児数に占める割合は増加傾向にあり、近年では16人に1人が特定不妊治療により出生しています。

このように、不妊治療の検査や治療を受けること、特定不妊治療により出産することは、妊娠・出産を考える夫婦にとって身近なことになりつつあります。

表 1-1 子どもの有無・妻の年齢別にみた、不妊についての心配と治療経験：  
第 15 回調査(2015 (平成 27)年)

子どもの有無・妻の年齢	総数 (客体数)	不妊の心配・治療経験							不詳	不詳
		(不妊) 心配したことはない	心配したことがある	(再掲) 現在、心配している	医療機関にかかったことはない	検査や治療を受けたことがある	(再掲) 現在、受けている	不詳		
総数	20～29歳	100.0 % ( 472 )	63.8	29.9	9.1	17.8	11.9	3.6	0.2	6.4
	30～39歳	100.0 ( 2,023 )	55.4	38.5	8.9	19.5	18.6	3.1	0.4	6.1
	40～49歳	100.0 ( 2,835 )	59.2	33.4	1.9	13.9	19.0	0.6	0.4	7.4
	総数	100.0 ( 5,334 )	58.2	35.0	5.2	16.4	18.2	1.8	0.4	6.8
子どものいない夫婦	20～29歳	100.0 ( 146 )	48.6	45.2	21.9	26.7	17.8	8.9	0.7	6.2
	30～39歳	100.0 ( 259 )	31.7	64.1	42.5	29.7	32.8	15.8	1.5	4.2
	40～49歳	100.0 ( 293 )	39.6	52.2	14.0	22.9	29.4	3.4	0.0	8.2
	総数	100.0 ( 698 )	38.5	55.2	26.2	26.2	28.2	9.2	0.7	6.3
子ども1人の夫婦	20～29歳	100.0 ( 189 )	70.4	25.4	5.8	15.9	9.5	2.1	0.0	4.2
	30～39歳	100.0 ( 573 )	45.4	49.2	10.3	24.1	24.8	3.3	0.3	5.4
	40～49歳	100.0 ( 565 )	45.0	48.3	1.9	15.8	31.9	1.1	0.7	6.7
	総数	100.0 ( 1,331 )	48.8	45.4	6.2	19.3	25.6	2.3	0.5	5.9

注：対象は初婚どうしの夫婦。妻20歳未満の夫婦(4組)については掲載を省略。ただし、総数にはこれを含む。

出典：第 15 回出生動向基本調査(独身者調査ならびに夫婦調査)報告書

[http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15\\_gaiyo.asp](http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp)

**表 1-2 特定不妊治療による出生児数**

	特定不妊治療による 出生数(人)	総出生児数(人)	割合(%)
2010年(H22)	28,945	1,071,304	2.70
2011年(H23)	32,426	1,050,806	3.09
2012年(H24)	37,953	1,037,231	3.66
2013年(H25)	42,554	1,029,816	4.13
2014年(H26)	47,322	1,003,539	4.71
2015年(H27)	51,001	1,005,677	5.07
2016年(H28)	54,110	976,978	5.54
2017年(H29)	56,617	946,065	5.98

**(2) 特定不妊治療にかかる費用と出生に至る確率**

特定不妊治療にかかる **1回あたりの平均費用**は

- ・**体外受精 38万円**(最少-最大:13,030円-1,102,697円)
- ・**顕微授精 43万円**(最少-最大:58,925円-1,145,470円) とのことです。

1回の治療から出生に至る確率は 12.63%であるため、妊娠・出産に至るまでに複数回の特定不妊治療を受け、多額の費用負担が発生する場合があります。

**表 1-3 特定不妊治療の実施数(2017(平成 29)年)**

治療延べ件数(人)	出生児数(人)	累積出生児数(人)	1回の治療から 出生に至る確率(%)
448,210	56,617	593,354	12.63

出典(表 1-2~3): 第 131 回社会保障審議会医療保険部会資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14106.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14106.html)

**(3) 不妊治療と仕事の両立**

2017(平成 29)年度に行われた「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査事業」の調査結果報告書によると、不妊治療をしたことがある人のうち 53%が仕事と両立しているが、16%は退職し、8%は雇用形態を変更していました。

また、不妊治療と仕事を両立している人のうち、両立が難しいと感じた人の割合は 87%、難しいと感じる主な理由は、「通院回数が多い」、「精神面で負担が多い」でした。

不妊治療と仕事を両立する上での会社等への希望としては、「不妊治療のための休暇制度」、「柔軟な勤務を可能とする制度」、「有給休暇を時間単位で取得できる制度」が多くなっています。

このように、希望する妊娠・出産を実現するためには、不妊治療と仕事の両立支援についても近年重要な課題となっています。



表 1-4 仕事と治療の両立が難しいと感じる内容(両立中・両立経験者)

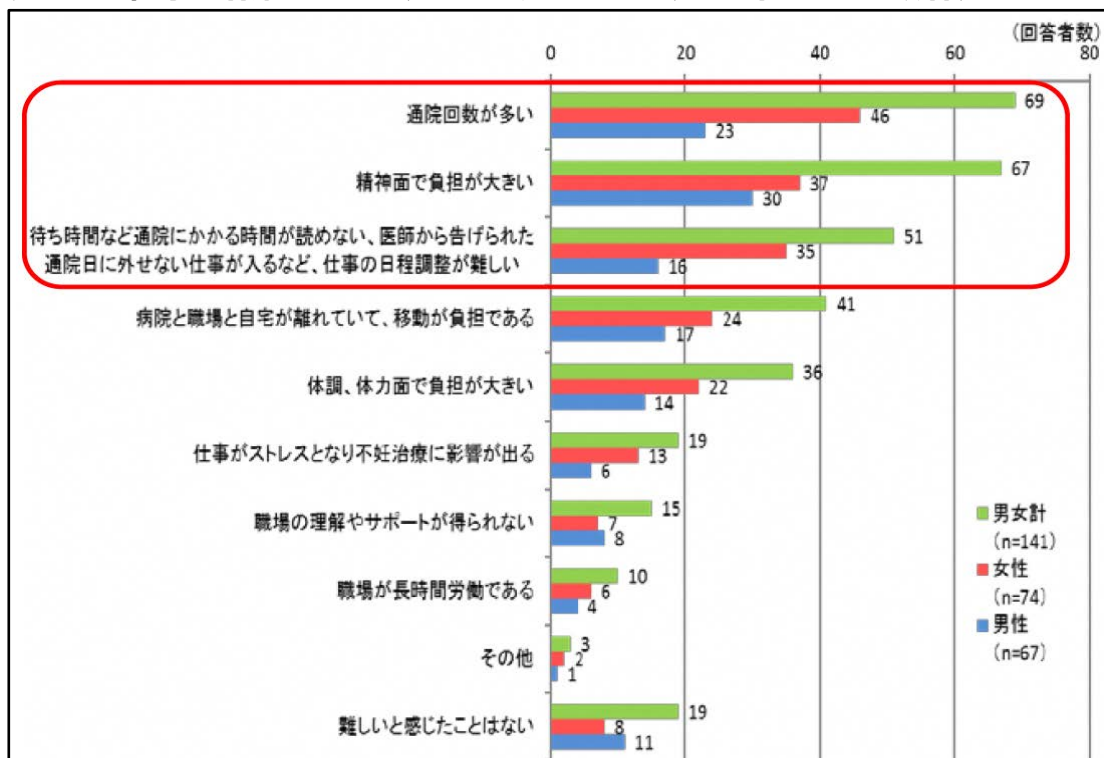
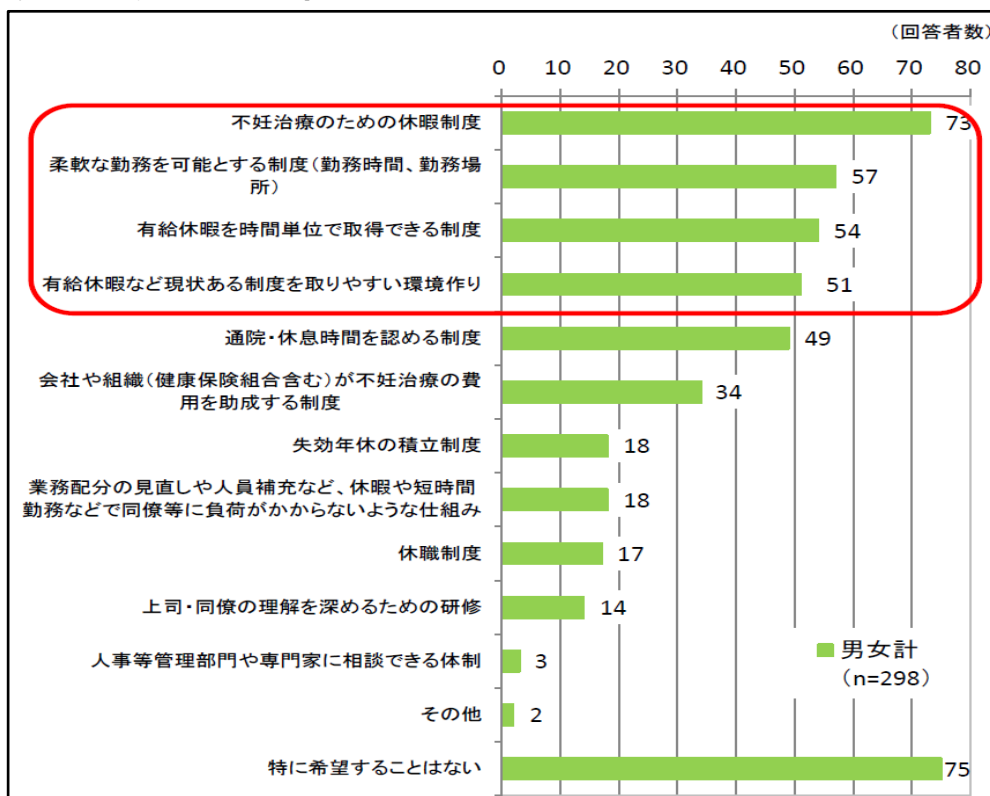


表 1-5 会社等への希望



出典(表 1-4~5): 不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究事業 調査結果報告書

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

## 4 国の支援制度

### 1 特定不妊治療助成

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成するものです。

本市では次のとおり、国の助成制度の枠組みどおりに実施しています。

なお一部の自治体では「助成金額の上乗せ」や「対象要件の緩和」などにより制度を拡充している例もあります。

(制度拡充している自治体の例は、16 ページ以降でご紹介します。)

対象治療法	(1)特定不妊治療(「体外受精」及び「顕微授精」) (2)特定不妊治療に至る過程の一環として実施した男性不妊治療				
対象要件	婚姻	法律上の婚姻をしている夫婦であること			
	医師の診断	特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること			
	所得	夫婦の合計所得額が730万円未満であること			
	年齢	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること			
助成額の上限	治療内容	特定不妊治療		男性不妊治療 (特定不妊治療に上乗せ)	
		初回	2回目～	初回	2回目～
	新鮮胚移植を実施	30万円	15万円	+30万円	+15万円
	凍結胚移植を実施	30万円	15万円	+30万円	+15万円
	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円		非該当	
	体調不良等により移植のめどがたたず治療終了	30万円	15万円	+30万円	+15万円
	受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	30万円	15万円	+30万円	+15万円
	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円		+30万円	+15万円
助成回数	初めて助成を受けた治療開始時の妻の年齢が39歳以下の方	43歳になるまでに通算6回まで			
	初めて助成を受けた治療開始時の妻の年齢が40歳以上の方	43歳になるまでに通算3回まで			
医療機関	事業実施主体が指定する医療機関				
実施主体	都道府県、指定都市、中核市				
事業費	国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2				

## 2 不妊専門相談センター

不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行う不妊専門相談センターが全国に整備されています。

本市では、公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター内に設置されており、面談による相談(無料・事前予約制)を受け付けています。

## 3 不妊治療と仕事の両立支援

事業主・人事部門向けの「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や、治療を受ける当事者・職場で支える同僚向けの「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」を発行するなど、不妊治療を受けながら働き続けられる職場環境整備のための取組を行っています。

また、2020(令和2)年人事院勧告では、『不妊治療と仕事の両立については、「少子化社会対策大綱」において、国家公務員についても、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図ることとされている。本院としては、引き続き民間の状況を注視しつつ、不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組の検討を進めていく。』としています。

本市では、本市職員が不妊治療を受ける場合に病気休暇を利用することができることとしています。



## 5 自治体における支援制度

一人でも多くの不妊に悩む夫婦が安心して治療に臨むことができるよう、不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、制度の拡充を行っている自治体及び、職場環境整備を行っている企業に対する支援を行っている自治体をご紹介します。

本項の執筆にあたり、東京都、特別区、政令指定都市及び神奈川県に照会を行いました。

### 1 特定不妊治療助成の拡充

ここでは、特定不妊治療助成(14 ページ参照)について、より経済的負担の軽減を図るために各自治体で実施している拡充制度等についてご紹介します。

#### (1) 助成金額の上乗せ

国の制度(14 ページ参照)に加え、上乗せして助成しているパターンが次の3つあります。

上乗せ			市町村・特別区
	市町村・特別区	実施主体	実施主体
国制度の事業費	実施主体 (都道府県、指定都市、中核市)		
	1/2 国		
上乗せ実施自治体例	市町村・特別区が上乗せ	実施主体(指定都市等)が上乗せ(※)	実施主体及び市町村・特別区が上乗せ
	平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市 ほか (神奈川県市町村の場合)	仙台市、さいたま市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市 ほか	東京都+千代田区 ほか16区 (特別区の場合)

#### <事例:石川県かほく市>

県の助成決定を受けた治療費で、県の助成額を除いた自己負担額を助成し、自己負担はゼロ。  
なお、薬物や手術療法による一般不妊治療に対しても、治療にかかった自己負担額を2年にわたって全額助成。

※2回目以降の治療に対する上乗せ、男性不妊治療に限った上乗せ等、上乗せ内容は自治体によって異なる。

## (2) 対象要件の緩和

対象要件の緩和として、所得制限を撤廃している自治体をご紹介します。

なお、要件の緩和には、ほかに、事実婚も対象としている自治体(東京都等)もあります。

<緩和内容の例>

<国の要件> 夫婦の合計所得額が「730万円未満」であること	
<b>所得制限なし</b>	千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、大阪市、神戸市、京都市

※千葉市は、2021(令和3)年1月より実施予定。新潟市、神戸市は、合計所得額が730万円以上の場合も助成するが、助成上限額が異なる。京都市は、男性不妊治療のみ所得制限が撤廃されている。

## (3) 助成回数の上乗せ

子ども(出生)ごとに助成回数をカウントし、第2子以降、すでに国の制度の上限回数に達しても、再度助成を受けることが可能な自治体をご紹介します。

<回数上乗せの例>

<国の制度> 初めて助成を受けた治療開始時の妻の年齢が ・39歳以下の方:43歳になるまでに通算6回まで ・40歳以上の方:43歳になるまでに通算3回まで	
<b>第2子以降出産のための 特定不妊治療費助成</b>	札幌市、さいたま市、広島市

### <助成イメージ>

① 子どもごとの初回の治療開始日における妻の年齢が39歳以下のとき

⇒ 43歳になるまでに子どもごとに通算6回

国の上限	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
第1子	助成	助成	助成	助成	出産	
第2子					助成	助成
					1回目	2回目
					3回目	4回目
					5回目	6回目

※国の制度では、第2子での助成回数は残り2回ですが、追加で4回の申請が可能となり、合計6回の助成を受けられます。

② 子どもごとの初回の治療開始日における妻の年齢が40歳以上43歳未満のとき

⇒ 43歳になるまでに子どもごとに通算3回

国の上限	1回目	2回目	3回目
第1子	助成	助成	出産
第2子			助成
			1回目
			2回目
			3回目

※国の制度では、第2子での助成回数は残り1回ですが、追加で2回の申請が可能となり、合計3回の助成を受けられます。

## 2 一般不妊治療等への助成

国の助成対象外となっている治療に対しての費用助成を行っている自治体をご紹介します。

### (1) 一般不妊治療(人工授精)に対する助成

実施自治体	静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、福岡市、熊本市
-------	--------------------------

※京都市は、保険適用される不妊治療(10 ページ参照)も助成対象。

### (2) 不育症検査・治療に対する助成

実施自治体	さいたま市、静岡市、浜松市、京都市、福岡市
-------	-----------------------

※さいたま市は、不育症の検査のみ。不妊検査に対しても助成。

## 3 企業への支援

不妊治療と仕事との両立支援が課題となっている中で、不妊治療を受けながら働き続けられる職場環境整備に取り組む企業を支援している事例をご紹介します。

### (1) 東京都「働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金」

東京都では、2018(平成 30)年度から不妊治療と仕事を両立できる職場づくりを進める企業を支援するため、「働く人のチャイルドプランサポート事業」を実施しています。2020(令和2)年度は、新たに「不育症治療」に関する内容を追加するとともに、奨励金の規模を拡大し、企業の取組を後押ししています。

#### <事業概略(働く人のチャイルドプランサポート制度整備奨励金)>

従業員が不妊治療や不育症治療と仕事を両立できるよう、相談体制や休暇制度等を整備する企業に両立支援奨励金を支給します。

- ア 「不妊治療」及び「不育症治療」休暇制度等の整備事業 40万円
- イ 「不妊治療」休暇制度等の整備事業 30万円
- ウ 「不育症治療」休暇制度等の整備事業 10万円
- エ 「不妊治療」及び「不育症治療」のためのテレワーク制度の整備事業 10万円

※所定の事業実施期間内にア～ウのみ、もしくはア～ウ及びエ両方を実施した企業に奨励金を支給。(エのみの取組は対象外、ウの取組実施は、既に「不妊治療」の休暇制度等を導入済みの企業が対象)

また、併せて企業経営者や人事労務担当者等を対象に、不妊治療・不育症治療に関する基礎的な知識、両立に必要な人事労務上のポイントなど、労働者が働きながら治療ができる職場づくりに向けたノウハウを取得できる、「不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修」を開催しています。



## (2) 福井県「ライフプランサポート企業促進奨励金」

福井県では、2020(令和2年)度から企業における男性の育児休業、長期間の育児短時間勤務、不妊治療のための休暇制度等を取得しやすい環境の整備を応援し、仕事と子育て・不妊治療の両立しやすい職場環境づくりを促進する企業に奨励金を支給しています。

### <事業概略(ライフプランサポート企業促進奨励金)>

就業規則等に不妊治療のための3日以上(有給)の休暇(有給)を規定し、従業員が、半日以上の不妊治療休暇を取得することを要件として、奨励金を支給します。

不妊治療休暇取得奨励金 5千円/半日、1万円/日(上限10万円/社)

※奨励金の種類は3つあり、不妊治療休暇の他に、「男性の育児休業」、「育児短時間勤務」の取得・利用を促進することを目的としています。

## コラム 横浜市の取り組み

### 1. 啓発活動

横浜市では、将来のために若い年齢から自分自身の身体を大事にしてほしいというメッセージを伝えるための若年層向け講演会や、不妊症の原因は女性側の問題だけではなく、男性側の問題もあること知ってもらうための男性不妊についての講演会を実施しています。

#### ◆若年層向け講演会

2019(令和元)年11月に、「10代・20代の今だから考えたいライフプランニング」をテーマとして、「若年期からのセルフケア・ライフプランニング」、「知っておきたい妊孕性」の内容の講演を行いました。

講師：筑波大学大学院社会精神保健学、産婦人科医 遠見才希子医師

横浜市立大学附属病院市民総合医療センター生殖医療センター部長 湯村寧医師



#### ◆男性不妊についての講演会

2020(令和2)年12月に、オンライン講演会で「身近にある男性不妊・その原因」、「男性不妊の検査法」、「男性不妊の基本的な治療生活指導と薬物療法」等様々な内容の講演を横浜市ホームページ上にて動画配信開始予定です。

講師：横浜市立大学附属病院市民総合医療センター生殖医療センター部長 湯村寧医師

### 2. 女性の健康相談

不妊や不育を含む、思春期から更年期までの女性のからだと心の悩みについて、各区福祉保健センターで電話・面談による相談(無料・面談は事前予約制)を受け付けています。

## 6 企業の取り組み事例

様々な企業で、社員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりに取り組む働きが広がっています。不妊治療と仕事との両立に取り組んでいる企業についてご紹介します。

### 1 オムロン株式会社

血圧計や体温計をはじめとする健康医療機器のほか、抑制機器、電子部品など幅広い事業に取り組むオムロン株式会社は、「不妊治療」という言葉自体が浸透していない 2005(平成 17)年に休職制度と補助金給付制度を導入し、現在まで継続しています。

#### (1) 導入理由・経緯

企業理念に「人間性の尊重」を掲げ、社員一人ひとりが能力や個性を発揮できる経営を行っています。2005(平成 17)年に、社員が自分らしく能力を発揮し多様なキャリアの形成を実現しつつ、「仕事と家庭の両立」ができるよう、不妊治療休職制度を設けました。それとほぼ同時期に、治療費の補助として共済会による補助金給付制度を導入しました。制度設計当時は国や地方自治体の補助制度、他社の先行事例もなく、どのくらいの需要があるかわからない中ではありましたが、独自で実現しました。

#### (2) 主な制度や取組

##### <不妊治療休職制度>

- ・年次有給休暇を上回る長期間の休職が必要な、高度な不妊治療を受ける場合に認めるもの
- ・申請者1人につき、1か月以上1日単位、通算 365 日以内(分割取得も可能)
- ・無給休職
- ・申請書と不妊治療を行う旨の医師の証明書の提出が必要

**POINT** 必要な期間を自分で選択し、治療に専念できる

##### <不妊治療への補助金給付制度>

- ・グループ従業員の共済会において、従業員またはその配偶者が治療を受けた場合
- ・公的補助との合計が実治療費(体外受精などの保険診療費の自己負担額及び保険適用外医療費の合計額)を上回らない範囲で補助
- ・2年間で通算 20 万円までで、複数回の取得が可能  
(3年目以降も2年ごとに上限 20 万円まで申請可能)
- ・申請は、共済会への直接申請(プライバシーが確保されるように手続きの方法についても工夫)

**POINT** 配偶者の治療も対象、申請時のプライバシーの確保



### (3) 実績

休職制度については、オムロングループは有給休暇の日数も多いため、不妊治療を有給休暇の範囲で取得されている方が多いと思います。そのため、制度の利用者は、数名程度に留まりません。

一方、補助金給付制度は現在までにグループ全体でのべ 1,000 名が利用しています。

### (4) 会社概要

会 社 名	オムロン株式会社 (OMRON Corporation)
本 社	〒600-8530 京都市下京区塩小路通堀川東入
設 立	1948(昭和 23)年5月 19 日
資 本 金	641 億円
代 表 者	代表取締役社長 CEO 山田 義仁
従 業 員 数 ※ 就 業 人 員 数	オムロングループ:28,006 人 (国内:10,600 人 海外:17,406 人) (2020(令和2)年3月末時点)
事 業 内 容	制御機器事業、ヘルスケア事業、社会システム事業、電子部品事業
そ の 他	2014(平成 26)年7月 22 日に、オムロングループのオムロンヘルスケア株式会社は、よこはまウォーキングポイント事業(※)の共同事業者として協定締結 ※18 歳以上の横浜市民(在勤者、在学者を含む)の方を対象に、ウォーキングを通じて楽しみながら健康づくりに取り組んでいただく事業

## 2 株式会社ダッドウェイ

港北区に本社があり、「お父さんの子育てをもっとおもしろくしたい！」を企業理念に掲げる株式会社ダッドウェイは、2014(平成 26)年4月より不妊治療に対する補助金制度である「このとりサポート制度」を開始し、子どもを授かるために必要な治療費用をはじめ様々な支援を行っています。

### (1) 導入理由・経緯

導入時(2013(平成 25)年)の背景としては、経営陣が子宝に恵まれない社員の支援に積極的だったことが挙げられます。特に副社長が女性で、女性社員の中に気さくに入っていきメンターのような存在であり、ランチで話を聞く機会を設ける等、相談しやすい環境を作っているところから、そうしたニーズを把握しました。

不妊治療に関する制度では、あまり他社の事例などは参考にしておらず、既存の制度を拡充することを決めて導入しました。

### (2) 主な制度や取組

#### <ファミリーサポート休暇制度>

- ・家族の介護・看護に限らず、ペット・子ども・同居者関連の用事等(不妊治療含む)でも取得可能
- ・不妊治療に関しては、配偶者への付き添いも対象
- ・付与日数は、年間の勤務日数に応じて最大7日から最小1日(2020(令和2)年3月から)
- ・半日・時間単位での取得も可能
- ・有給休暇
- ・申請は、勤怠システムから行い、添付資料が不要で上司が承認すれば取得可能
- ・さらに、ファミリーサポートプレゼント制度があり、自身の治療等(不妊治療含む)の事情により全ての休暇が無くなってしまった社員に対し、他社員が自身の休暇をプレゼントすることができる。

(受け取り可能日数は最大で 100 日まで)

**POINT** 不妊治療と告げる必要も、添付書類も不要で利用しやすい

※他に、年間通じて、通常の年次有給休暇と別に4日付与され、自由に取得可能な「ハッピーホリデー休暇」もある

#### <このとりサポート制度>

- ・男性・女性とも利用可能、社員の配偶者の費用も制度利用の対象
- ・不妊治療及び養子縁組の費用を 12 万円/年、最大5年間、60 万円まで補助
- ・申請は、直接人事部門に申請書と領収書を提出(診断書の添付は不要)
- POINT** 不妊治療は夫婦で取り組むという考えにより、社員の配偶者の費用も対象  
対象となる不妊治療の内容に制限なし

### (3) 実績

このとりサポート制度については、制度を利用した男性社員が、会社からの支援が受けられ、結果的に子どもを授かったということもあり、とても喜んでいました。毎年3～4名の社員が継続して利用しています。

ファミリーサポート休暇制度は、これまでは、年次有給休暇をすべて消化してからでないと利用できないことになっていたのですが、2020(令和2)年3月以降はその条件を外したので利用が増えていくと思います。

### (4) 会社概要

会 社 名	株式会社ダッドウェイ DADWAY, INC
本 社	〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 15 番地 12
設 立	1992(平成4)年 10 月 1 日
資 本 金	3,000 万円
代 表 者	代表取締役社長 白鳥公彦
従 業 員 数	298 名(2020(令和2)年 12 月時点)
事 業 内 容	ブランドマーケティング事業、商品開発事業、卸売り事業、小売事業、 室内遊び場事業、アフタースクール事業、飲食事業、物流倉庫事業、 ソフトウェア開発事業
そ の 他	・よこはまグッドバランス賞 令和元年度認定企業(認定回数7回) ・横浜健康経営認証 2019 「クラス AA」認証事業所

### 3 富士ゼロックス株式会社

みなとみらい 21 地区に研究・開発拠点「富士ゼロックス R&D スクエア」(横浜みなとみらい事業所)を有する富士ゼロックス株式会社は、治療専念後、納得して仕事に取り組んでもらうため、2012(平成 24)年に出生支援休職制度を導入しました。他にも、仕事をしながらの治療や経済的支援など幅広い支援を行っています。

#### (1) 導入理由・経緯

2012(平成 24)年に人事制度の大幅な改定をする時に、少子高齢化等の社会環境の変化に対応していくために、育児・介護に関する制度を拡充し、出生支援休職制度等を新たに導入しました。

出生支援休職制度については、導入当時、不妊治療に取り組む社員が多いことを把握していました。キャリアを積んだ社員が不妊治療と仕事の両立が困難で退職した事例があったり、仕事を優先するあまり不妊治療が先延ばしになっている社員がいたりし、人生を振り返った時に後悔を感じる社員がいるのは良くないと考えたことも制度導入のきっかけでした。

#### (2) 主な制度や取組

##### <出生支援休職制度>

- ・不妊治療を目的として、1か月から最長1年間休職可能
- ・男性・女性とも利用可能
- ・在職期間中1回に限る
- ・無給休職(社会保険料は相当額を会社が補助)
- ・上司経由で申請書を人事部門に提出。別途、診断書を人事部門に提出。

**POINT** 必要な期間を自分で選択し、治療に専念できる

##### <積立休暇制度>

- ・年次有給休暇を最大 60 日まで積立可能
- ・不妊治療のためにも利用可能
- ・勤怠システムで上司へ申請し、通院を証明する書類を人事部門に提出

**POINT** 2年間で失効する年次有給休暇の有効活用

##### <共済会補助金制度>

- ・不妊治療に係る費用の助成制度
- ・男性・女性とも利用可能、社員の配偶者の費用も対象
- ・利用は1年度内に1回限り
- ・不妊治療に要した費用が5万円を超えた場合に5万円を共済会が拠出する。
- ・申請書との証明書類を直接共済会に提出。

**POINT** 社員の配偶者の費用も対象、申請時のプライバシーの確保

### <共済会融資制度>

- ・不妊治療に係る費用の貸付金制度
- ・男性・女性とも利用可能、社員の配偶者の費用も対象
- ・融資上限は100万円で無利子、48か月内に返済
- ・補助金制度と併用可能
- ・直接共済会に申請

**POINT** 社員の配偶者の費用も対象、申請時のプライバシーの確保

### (3) 実績

利用者からは、「1年間集中してできることはすべてやったので、休職してよかった。再び仕事に集中できる」との前向きな声が寄せられています。また、上司からは、「相談を受けた時は驚いたが、本人は頑張って仕事をしていたため、応援しようと思った。職場の同僚も一様に応援しようとの雰囲気である。」「とても優秀な人材であったため当初は困惑したが、本人の人生が仕事だけではないと分かりよかったと感じた。最長でも1年程度であり、すんなり受け入れられた。」との声があります。

会社全体で制度の利用を理解する風土が必要であり、経営層がトップダウンで進めていくと同時に、現場の管理職も制度をよく理解し、部下から相談があった時は受け入れる必要があります。

### (4) 会社概要

会 社 名	富士ゼロックス株式会社 (Fuji Xerox Co., Ltd.) ※2021(令和3)年4月1日から社名を「富士フィルムビジネスイノベーション株式会社」に変更
本 社	〒107-0052 東京都港区赤坂九丁目7番3号
創 立	1962(昭和37)年2月20日
資 本 金	200億円
代 表 者	代表取締役会長 古森 重隆、代表取締役社長 玉井 光一
従 業 員 数	39,825名(2020(令和2))年3月期 連結) / 7,504名 2020(令和2)年3月期 単独)
事 業 内 容	オフィスプロダクト&プリンター事業、プロダクションサービス事業、ソリューション&サービス事業
そ の 他	・富士ゼロックス神奈川株式会社と富士ゼロックス株式会社横浜みなとみらい事業所は、横浜健康経営認証 2020「クラスAAA」認証事業所 ・2019(平成31)年4月17日に横浜市と「イノベーション都市・横浜」の実現を目指して連携協定を締結

## 7 不妊治療に関する今後の国の動き

本年9月に菅政権が発足し、就任会見や所信表明演説における「不妊治療の保険適用実現」に関する発言以降、不妊治療に関する政府・厚生労働省での議論が活発化し、社会の注目を集めています。

ここでは、議論の俎上に載っている支援拡充策についてご紹介します。

### 1 不妊治療の保険適用

厚生労働省は、公的医療保険の対象となっていない体外受精や顕微授精などのうち、受精や着床などの成功率や、母体や胎児への安全性が確認された治療方法を「標準的な治療」と位置づけ、新たに保険適用の対象に加えることを検討しており、中央社会保険医療協議会での審議を経て、2022(令和4)年4月の診療報酬改定に合わせて適用の拡大を目指す方針としています。

### 2 不妊治療の実態に関する調査研究

全国の医療機関における不妊治療実施件数や治療周期当たりの妊娠出産率、治療にかかる費用等について、本年度中に調査・分析を行います。

調査・分析結果は保険適用の対象範囲決定などに用いる予定です。

### 3 特定不妊治療助成の拡充

政府は、不妊治療の公的医療保険適用拡大に先立ち、特定不妊治療助成制度拡充に必要な経費を2020(令和2)年度第3次補正予算案に計上する方針です。

所得制限を撤廃するほか、1回あたりの助成額(2回目以降 15万円を30万円に)、助成回数制限の見直しが主な焦点となる見込みです。

(現行の特定不妊治療助成については、14ページをご参照ください。)

### 4 不妊治療を受けやすい職場環境整備

「不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チーム」による、社会的機運の醸成に向けた取組や、不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備についての検討がスタートしました。本年中には今後の取組の方向性についての中間取りまとめが公表される予定です。

## 5 不育症対策

政府は本年 11 月に不育症対策に関するプロジェクトチームを立ち上げ、11 月 30 日に報告書をまとめました。

これによると、不育症検査への経済的支援(助成金の創設、不育症治療の保険適用)や不育症相談体制の強化、正しい情報の周知・広報などの取組を進めていくとされています。

なかでも不育症の検査に対する助成金の創設は 2021(令和3)年春、相談体制の拡充は 2021(令和3)年中目途に実施することを目指すとしています。

## 6 民法特例法案(親子関係特例法案)の成立

不妊治療で生まれた子の親子関係を明確にする民法特例法案が、2020(令和2)年 12 月 4 日、可決・成立しました。これにより、

- ・第三者から卵子提供を受け出産した場合、出産した女性を母親とする
- ・夫の同意を得て第三者の精子を用いて妊娠した場合、夫は子が嫡出であることを否認できないの 2 点が民法の特例として明記されることとなりました。

一方で、第三者の女性による代理出産や、子に対する精子・卵子提供者の情報開示の可否については検討課題として法案の付則に盛り込み、おおむね 2 年をめどに結論を得ることとしています。

【参考・出典】

- ・横浜市の長期財政推計  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaisejokyo/tyoukisukei.html>
- ・少子化社会対策大綱(内閣府ホームページ)  
[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou\\_r02.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/law/taikou_r02.html)
- ・不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討会第1回資料(内閣府ホームページ)  
[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/infertility/k\\_1/gjjishidai.html](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/infertility/k_1/gjjishidai.html)
- ・横浜市子ども・子育て支援事業計画  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/newplan.html>
- ・第131回社会保障審議会医療保険部会資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14106.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14106.html)
- ・不育症についての基礎知識(東京都ホームページ)  
<https://www.ninkatsuka.metro.tokyo.lg.jp/huiku-kisochishiki/>
- ・不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究事業 調査結果報告書  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)
- ・仕事と不妊治療の両立について(厚生労働省ホームページ)  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>
- ・令和2年人事院勧告  
[https://www.jinji.go.jp/kankoku/r2/r2\\_top.html](https://www.jinji.go.jp/kankoku/r2/r2_top.html)
- ・横浜市特定不妊治療費助成  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/josei/funin.html>
- ・不妊・不育相談のお知らせ(横浜市ホームページ)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/josei/soudan.html>
- ・内閣府 男女共同参画局 「生涯を通じた女性の健康支援」  
<https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/kenko/torikumi/003.html>
- ・厚生労働省 雇用・労働不妊治療と仕事の両立のために  
「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル(事業主向け)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)
- ・不妊治療を受けやすい職場環境整備に向けた検討チームについて(内閣府ホームページ)  
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/infertility/index.html>
- ・不育症対策に関するプロジェクトチーム(厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212242\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212242_00005.html)